農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年財務省厚生労働省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （都道府県知事等が発行する輸出証明書の種類）<br>**第四条**　法第十五条第二項の規定により都道府県知事等が発行する輸出証明書の種類は、次に掲げるものとする。<br>一　衛生証明書（次に掲げる農林水産物又は食品に係るものに限る。）<br>イ　アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルメニア、インドネシア、ウルグアイ、英国、欧州連合の構成国、オーストラリア、カザフスタン、カタール、キルギス、サウジアラビア、シンガポール、スイス、タイ、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ノルウェー、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベラルーシ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、リヒテンシュタイン又はロシアに輸出される畜産物（その加工品を含む。以下同じ。）<br>ロ　（略）<br>二・三　（略）<br>（施設認定農林水産物等）<br>**第十三条**　法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。<br>一　（略）<br>二　アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、インドネシア、ウルグアイ、欧州連合の構成国、オーストラリア、カタール、カナダ、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマーに輸出される畜産物<br>三・四　（略）<br>（都道府県知事等が認定する適合施設の種類）<br>**第十五条**　法第十七条第二項の規定により都道府県知事等が認定する適合施設の種類は、次に掲げる農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。<br>一　（略）<br>二　アラブ首長国連邦、インドネシア、欧州連合の構成国、カタール、サウジアラビア、シンガポール、タイ、大韓民国、バーレーン、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマーに輸出される畜産物<br>三　（略） | （都道府県知事等が発行する輸出証明書の種類）<br>**第四条**　法第十五条第二項の規定により都道府県知事等が発行する輸出証明書の種類は、次に掲げるものとする。<br>一　衛生証明書（次に掲げる農林水産物又は食品に係るものに限る。）<br>イ　アラブ首長国連邦、アルゼンチン、アルメニア、インドネシア、ウルグアイ、英国、欧州連合の構成国、オーストラリア、カザフスタン、カタール、キルギス、シンガポール、スイス、タイ、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ノルウェー、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベラルーシ、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、リヒテンシュタイン又はロシアに輸出される畜産物（その加工品を含む。以下同じ。）<br>ロ　（略）<br>二・三　（略）<br>（施設認定農林水産物等）<br>**第十三条**　法第十七条第一項の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。<br>一　（略）<br>二　アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、アルゼンチン、インドネシア、ウルグアイ、欧州連合の構成国、オーストラリア、カタール、カナダ、シンガポール、タイ、大韓民国、台湾、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマーに輸出される畜産物<br>三・四　（略）<br>（都道府県知事等が認定する適合施設の種類）<br>**第十五条**　法第十七条第二項の規定により都道府県知事等が認定する適合施設の種類は、次に掲げる農林水産物又は食品が生産され、製造され、加工され、又は流通する施設とする。<br>一　（略）<br>二　アラブ首長国連邦、インドネシア、欧州連合の構成国、カタール、シンガポール、タイ、大韓民国、バーレーン、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア又はミャンマーに輸出される畜産物<br>三　（略） |